

広島県告示第百一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があった。

平成二十二年二月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
土本医院 医療法人社団 楠本産婦 人科医院	呉市本町一九番一〇号 府中市元町四四六番二二号	平成二十二年一月三〇日
林歯科医院	尾道市因島土生町二〇〇九番七号	平成二十二年二月三日
のぞみ薬局	呉市広古新開二丁目五番七号	平成二十二年二月六日
全快堂・おかまち薬局	東広島市西条岡町三番一六号	平成二十二年二月三日